

39 大滝町2丁目地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区
		大滝町2丁目地区
(1)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 一戸建ての住宅又は長屋 イ 共同住宅(4階以下の階に住戸を有するものに限る。) ウ 寄宿舍又は下宿 エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの オ 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの カ 自動車教習所 キ 倉庫業を営む倉庫 ク 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの ケ 工場(法別表第2(へ)項第2号又は同表(と)項第3号に規定するものに限る。) コ 風俗営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(以下「性風俗関連特殊営業」という。)の用に供するもの
(2)	建築物の容積率の最高限度	10分の85。ただし、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計は、建築物の延べ面積(容積率の対象となる部分に限る。以下この項において同じ。)の合計の2分の1以上とし、かつ、店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計は、建築物の延べ面積の合計の4分の1以上とする。
(3)	建築物の建蔽率の最高限度	10分の7(法第53条第3項第2号に規定する建築物については10分の8とし、同条第6項第1号に規定する建築物については10分の9とする。)
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル
(5)	壁面の位置の制限	都市計画道路3・4・4号大滝上町線(以下「都市計画道路」という。)に面する部分は0.5メートル及びそれ以外の道路境界線に面する部分は1メートル並びに地盤面からの高さが31メートルを超

		える部分にあつては、都市計画道路に面する部分は10メートル及びそれ以外の道路境界線に面する部分は6メートル。ただし、渡り廊下その他これに類するものは、この限りでない。
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から150メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限	
(8)	へい等の構造の制限	